

産婦健康診査受診券（産後2週間後）について

産後の受診券の使用を開始いたしました。

市町村から受診券が配布されている場合は、指定されている時期にご利用ください。

【産後2週間の受診券利用の方】

1. 実施内容

- ・ 血圧・体重測定、尿検査等、そのほか市町村指定の健康診査
- ・ 母乳育児外来

2. 料金

1回 5000円（指定の健康診査を実施し受診券を使用することで公費負担となります）

【確認していただきたいこと】

- ・ お住まいの市町村が産後の受診券を発行しているかどうか
- ・ 里帰りをしている方は、当院で（新潟市で）使用できるかどうか

【産後、母乳育児外来を予約】

予約する際に受診券使用が可能かお聞きします。

受診券が使用できる→尿検査など指定の健康診査と母乳育児外来の案内をします

エジンバラ質問紙など、受診券に市町村指定の記入用紙がある場合は記入して当日持参してください

受診券は使用できない→通常の「すくすく母乳育児外来」のご案内

すくすく母乳育児外来の内容はマタニティブックをご参照ください

【その他】

- ・ 健康診査により、医師の診察が必要と判断された場合は外来にご案内します。
- ・ 医師の診察や乳房マッサージ等、通常と異なる内容が発生した場合は、受診券を使用しても自己負担の料金が発生する場合があります。

ご自分が受診券を使用できるかどうか、出産までにご確認をお願いします。

※新潟市在住の方は2024年4月頃より母子手帳発行時に配布されました。

それ以前に母子手帳の手続きをされている方には郵送したそうです。受診券を受け取られていない方は問い合わせでご確認ください。